

飯山市第6次総合計画・飯山市第3次国土利用計画策定支援業務委託に伴う プロポーザル実施要領

1 本要領の趣旨

飯山市では、令和4年度で計画期間の期限を迎える「飯山市第5次総合計画」及び計画期間を終えた「飯山市国土利用計画（第2次飯山市計画）」の両計画に続く新たな計画として、令和5年度を初年度とする飯山市第6次総合計画及び飯山市第3次国土利用計画を策定することとしている。

策定にあたっては、急減する人口や少子高齢化、新型コロナウイルスの影響及び進化するテクノロジー等を踏まえ、すぐ先の未来を見通し、来るべき事態に備える戦略を盛り込む必要があり、極めて重要な計画になると考えている。

ついては、民間の高度な専門的知識やノウハウを活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により業務委託者を選定することとし、選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

「飯山市第6次総合計画・飯山市第3次国土利用計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「飯山市第6次総合計画・飯山市第3次国土利用計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日まで（2カ年）

(4) 提案上限額

委託料の上限額は、14,500,000円（消費税相当額含む）とする。

（令和3年度 6,400千円、令和4年度 8,100千円）

(5) 成果品

別紙「飯山市第6次総合計画・飯山市第3次国土利用計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

3 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 飯山市入札参加資格を有するもの。

(3) 企画提案書の提出期限において、飯山市の指名停止を受けていないこと。

(4) 過去5年間（平成28年4月から令和3年3月まで）において、自治体における総合計

画に関する計画策定業務及び都市計画関連計画（※）策定業務の実績（完了していること）を有していること。なお、本社、支店または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

（※）「都市計画関連計画」は、国土利用計画、市町村都市計画マスタープラン、立地適正化計画とする。なお、基礎調査のみの業務は対象外とする。

5 選定スケジュール

項目	日程
本要領公表（仕様書等含む）	令和3年5月19日（水）
質問の受付期間	令和3年5月19日（水）～令和3年5月28日（金）
参加申込・書類の提出期間	令和3年5月19日（水）～令和3年6月3日（木）
質問の回答期限	令和3年5月31日（月）
審査結果通知 （参加可否及びプレゼンテーション実施通知）	令和3年6月7日（月）
提案書等の受付期間	令和3年6月8日（火）～令和3年6月21日（月）
プレゼンテーション実施	令和3年6月24日（木）
審査結果通知	令和3年7月1日（木）

6 参加申込

「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、企画提案参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

（1）提出書類

- ① 本業務における企画提案参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績書（様式3）
- ④ 実施体制調書（様式5）
- ⑤ 配置予定担当者調書（様式6-1、6-2、6-3）

（2）提出部数

各1部

（3）提出方法

持参または郵送等により提出。

※郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

（4）提出期間

令和3年5月19日（水）～令和3年6月3日（木）

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

（5）提出先

飯山市役所 総務部 事業戦略室 事業戦略係

7 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式4）により提出すること。口頭による質問の受付は行わない。

(1) 質問の受付期間

令和3年5月19日（水）～令和3年5月28日（金）正午まで

(2) 提出方法

メールによる提出とする。

(3) 提出先

飯山市役所 総務部 事業戦略室 事業戦略係

※提出後は電話にて質問を送信した旨を伝えること。

(4) 回答方法

令和3年5月31日（月）までに、電子メールで参加申込者全員に回答する。

なお、質問への回答をもって、本要領の追加または修正とみなす。

8 書類審査及び審査結果

(1) 書類審査

6者以上の参加申込があった場合は書類審査を行い、5者を選考する。審査項目は以下のとおりとするが、審査委員会の協議において変更することがある。

- ① 会社の業務実績（総合計画策定業務、都市計画関連計画）
- ② 実施体制（管理者、担当者の業務実績・資格・経験年数・専任性）
- ③ セキュリティ体制

(2) 審査結果

書類による審査の結果、参加の可否については、令和3年6月7日（月）までに、企画提案参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

9 企画提案

参加の決定通知後、本業務の内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出のこと。

なお、提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類

提出書類は、全てA4判縦方向長辺綴じ（A3版はA4に折込）とすること。

提出書類	様式	提出部数及び作成方法
① 企画提案書提出届	様式7	1部提出（社印を押印）
② 企画提案書	任意様式	<ul style="list-style-type: none">・ 2部提出・ 表紙を除いて15ページ以内とする・ 横書き、文字サイズ10.5ポイント以上・ 1社1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にすること。・ 提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないようにすること。

③ 見積書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2部提出（正本1部のみ社印を押印し、1部は複写可） ・ A4版で様式は自由だが、業務名と金額（税込）、積算内訳を記入のこと。
-------	------	---

(2) 提出方法

持参または郵送等により提出。

郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

(3) 受付期間

令和3年6月8日（火）～令和3年6月21日（月）まで

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出先

飯山市役所 総務部 事業戦略室 事業戦略係

10 委託予定者の選定方法

(1) 選定方法

委託予定者の選定は、飯山市第6次総合計画・飯山市第3次国土利用計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査において、次により決定する。

なお、審査は非公開とする。

- ① 企画提案のプレゼンテーションを「11 プレゼンテーション」により行う。
- ② プレゼンテーションの内容を「(2) 評価基準」に基づき審査する。
- ③ 「(2) 評価基準」の評価点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
次に評価点の高い提案者を次点者として選定する。
- ④ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、優先交渉権者を決定する。

(2) 評価基準

下記の項目について評価する。なお、審査委員会の協議において変更することがある。

評価項目			配点
書類審査			100
企画提案	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画毎の策定プロセスは的確であるか。 ・ 現実的かつ議会や審議会の実施時期を見据えたスケジュールが提案されているか。 	30
	企画・提案の独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の状況を的確に捉え、独創的な提案があり、実現可能であるか。 ・ デジタル技術の活用に向けた方策検討や助言などの提案はされているか。 	40
	計画の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民にとって分かりやすい構成・施策の体系として提案がされているか。 	20
	市民参画		20

		策定過程における市民参画の機会に関する提案がされているか。	
	役割分担	本業務の役割分担が明確で、市の負担が軽減されるような分担になっているか。	20
プレゼンテーション	資料作成能力	提案資料について、的確な文章表現、作図等分かりやすく説得力があるか。	20
	提案意欲	業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。	10
	コミュニケーション能力	・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。 ・質疑に対する的確な対応であるか。	10
見積書		見積額は経済性が高く妥当なものか。	30
合 計			300

(3) 選定結果の通知

選定結果を文書で通知。

なお、選定に関する異議等は一切受け付けない。

11 プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和3年6月24日（木）午後

発表の時間については、後日、電子メールにて連絡する。

ただし、企画提案者数などにより変更する場合がある。

(2) 実施場所

飯山市役所内会議室

後日、電子メールにて連絡する。

(3) 実施時間

1社につき30分程度とする。

プレゼンテーションを20分以内とし、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。

※プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は飯山市で準備するが、パソコン等の機器は持参のこと。

なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 実施者

参加人数は4名以内とする。

12 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

13 企画提案の経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

14 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した経費を飯山市に請求できない。

15 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、飯山市は決定した委託予定者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結する。

16 事務局

飯山市役所総務部事業戦略室事業戦略係

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山 1110-1

T E L 0269-62-3111 (内線 391)

F A X 0269-62-5990

メール senryaku@city.iiyama.nagano.jp

17 その他

参加申込後に辞退する場合は、「飯山市第6次総合計画及び飯山市国土利用計画策定支援業務における企画提案辞退届」(様式8)を令和3年6月3日(木)までに、事務局へ提出(メール可)すること。

辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。